【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	2026年11月12日
【会社名】	株式会社ファインデックス
【英訳名】	FINDEX Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役　相原 輝夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目７番２号
【電話番号】	03-6271-8958
【事務連絡者氏名】	取締役　CFO　矢澤 隆弘
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目７番２号
【電話番号】	03-6271-8958
【事務連絡者氏名】	取締役　CFO　矢澤 隆弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、2026年11月12日開催の当社取締役会において、当社の株価や業績向上を目指した当社従業員の業務遂行を一層促進し、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として導入しております株式給付信託(J-ESOP)(以下「本制度」といいます。)に係る株式給付規程の内容を当社従業員に知らせることについて決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 銘柄

株式会社ファインデックス　普通株式

(2) 発行数

410,900株

なお、本信託（注１）は、2026年10月31日時点で126,700株（以下「残存株式」といいます。）を保有しており、合算すると537,600株となります。

注１：「本信託」とは、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を言います。以下同じとします。

注２:本信託は、残存株式を考慮し、当社が定める株式給付規程に基づき信託期間中に当社従業員に給付すると見込まれる株式数に相当する数の当社株式(2025年12月末日で終了した事業年度から2029年12月末日で終了する５事業年度分)を予め信託財産内に確保するため、当社の自己株式処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を引き受けることを予定しております。本自己株式処分に係る募集事項は以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式410,900株
募集株式の払込金額	1株につき金858円
払込期日	2026年11月27日

注３:当社従業員には、個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)を給付します。したがいまして、上記株式数は最大数であり、実際に当社従業員に給付される当社株式等の数は、当社従業員の個人の貢献度等に応じて変動いたします。

(3) 発行価格及び資本組入額

発行価格：　858円

資本組入額：　該当事項はありません。

注:発行価格は、2026年11月11日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値としております。

(4) 発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額：　352,552,200円

資本組入額の総額：　該当事項はありません。

注:発行価額の総額は、本自己株式処分に係る処分株式の数（410,900株)に払込金額(1株当たり858円)を乗じた額を記載しております。残存株式(126,700株)に係る本信託における2026年10月31日時点の信託簿価の合計額(97,740,181円)を合算すると450,292,381円となります。

(5) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(6)当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方の人数及びその内訳

当社の従業員　297名

(7) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係

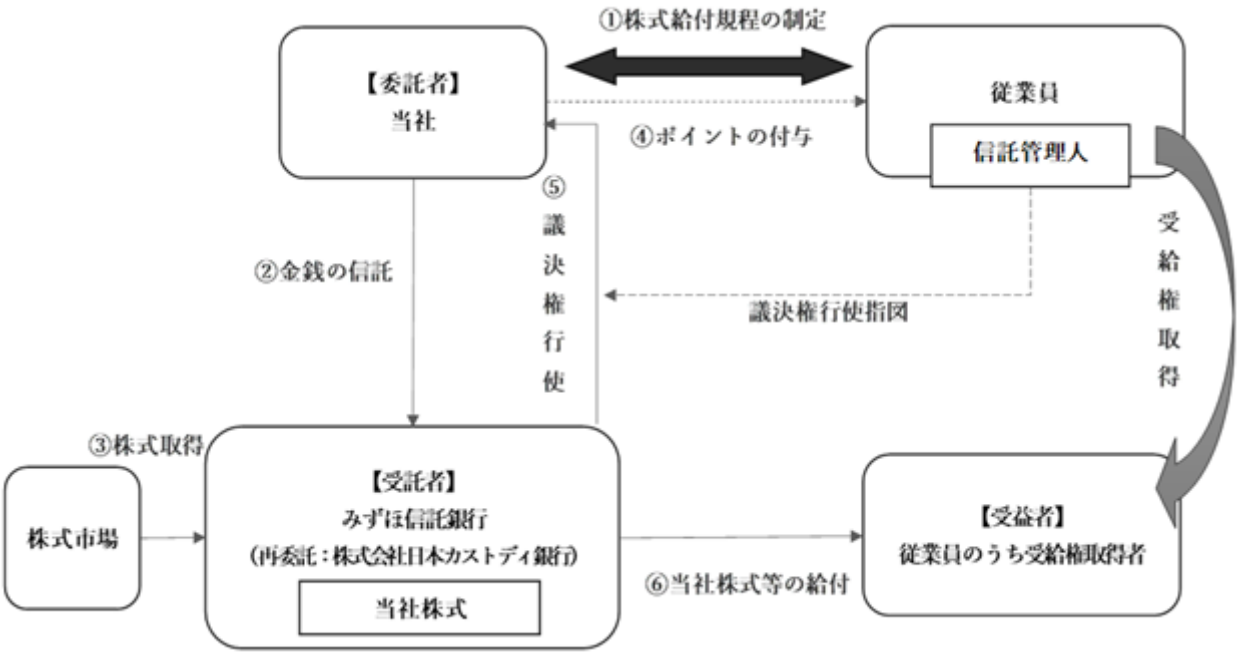
該当事項はありません。

(8) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

本制度は、米国のESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型のスキームで、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社従業員に対して、当社株式を給付する仕組みであり、その概要は以下の通りです。

当社は、従業員に対し、個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理いたします。本制度の導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

≪本制度の仕組み≫



① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行(再信託先:株式会社日本カストディ銀行)(以下、「信託銀行」といいます。)に金銭を信託(他益信託)します。
③ 信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
④ 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に対し、「ポイント」を付与します。
⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
⑥ 本信託は、受益権取得後に信託銀行から累積した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。ただし、従業員が「株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

≪本信託の概要≫
① 名称　　：株式給付信託(J-ESOP)
② 委託者　　：当社
③ 受託者　　：みずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
④ 受益者　　：株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者
⑤ 信託管理人　　：当社の従業員から選定
⑥ 信託の種類　　：金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
⑦ 信託の目的　　：株式給付規程に基づき当社株式等を受益者に給付すること
⑧ 本信託契約の締結日　：2015年11月13日
⑨ 金銭を信託した日　：2015年11月13日
⑩ 信託の期間　　：2015年11月13日から信託が終了するまで
（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

(9) 当該株券等が譲渡についての制限がされていない他の株券等と分別して管理される方法

本自己株式処分により割り当てられた当社株式は、当社従業員が株式給付規程に定める受益者要件を満たして給付を受けるまでの間、株式会社日本カストディ銀行(本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者)に設定されている信託Ｅ口において、譲渡制限が付されていない他の当社株式とは分別して管理されます。

(10) 信託を用いて当該株券等を交付する場合に係る事項

① 当該信託の受益権の内容

株式給付規程に基づき付与されたポイントに応じた数の当社株式について、本信託から給付を受けることができる権利です。ただし、株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けることとなります。

② 当該信託を用いて交付する予定の当該株券等の総数又は総額

537,600株

③ 当該信託を用いて当該株券等を交付することができる者の範囲

当社の従業員

以　上